

質問受付期間：R8.10.7～R8.10.13

質問受付数：11

質問内容および回答：以下のとおり

No.	質問内容	回答
1	暫定利用エリアが公園敷地となる場合と行政財産とする場合での、民間事業者が利用する際の用途・制約・利用料の違いをご教示ください。	原則として、公園敷地としての利用を想定しております。 公園敷地の場合は都市公園法の制限が適用され、手続きは都市公園法および野々市市都市公園条例に規定されるとおりとなります。
2	暫定利用施設について、イメージを教えてください。また、独立採算なのかどうか、利用期間と、公有地財産利用料金のイメージを提示してください。	第1期整備の手法、暫定利用の内容、民間と行政との役割分担など様々な要素を考慮したうえで、暫定利用の内容を決めることとしております。 今回のサウンディング調査では、暫定利用の内容を決めるにあたっての検討材料として、様々なご意見をいただきたいと考えております。 また、今回のサウンディング調査結果を踏まえ、第1期分の事業化までには、この暫定利用の位置づけを整理し、具体的な条件等はできる限り公表していきたいと考えております。
3	第2期整備エリアは「※先行整備部分から順次運営開始も可能」とあるのは、暫定施設を第1期と同時に進めていいという理解でよろしいでしょうか。	No.2参照
4	「補足説明」P.2「屋内スポーツ施設の機能別延べ床面積の想定」のサブアリーナのトレーニングルームとスタジオの「市」の表記はどのような意味でしょうか。	トレーニングルームやスタジオについては自主事業や運営方法によって面積に大きくばらつきが想定されることから、あらかじめ市が想定する面積として記載しております。 ただし、この面積を民間提案により大きくすることは差支えありません。
5	2028年度から設計開始スケジュールになっていますが、公募スケジュールをお示し下さい。	このスケジュールはPFI事業となった場合を想定したものであり、この場合の公募は2027年度を予定しております。 ただし、現段階では事業手法が確定していないため、事業手法によってはスケジュール変更となる可能性があります。
6	第2期整備エリアの着工時期に条件はありますか？（ex.いつまでに着工のこと）	No.2参照
7	既存エリアの解体・駐車場の整備等は市が負担する予定でしょうか。	市民体育館北側の駐車場は、令和7年度より整備を行い、今年の5月に完成しております。 また、市民体育館の解体費などについてですが、解体することとなった場合には、費用は市が負担する予定としております。その後の整備費については、具体的な利用に応じて決定していきたいと考えております。
8	解体後に整備される施設の指定管理料が確定した段階で、新体育館指定管理契約の変更契約を行うイメージでしょうか？	新体育館の整備と市民体育館取壊し・新たな施設整備とを同一事業とするかどうかは現段階で未定となっております。 市の考えとしては、公園全体を一括して指定管理したいという考えはありますが、具体的な時期等は決まっておりません。
9	本格利用施設とは陸上競技場等を整備するのでしょうか。誰が整備するのでしょうか。	第2期整備について、具体的な施設や整備時期は未定となっております。 現時点では基本計画イメージにあるような施設を想定しておりますが、整備着手する際の、市民ニーズやトレンドなどを勘案しながら決めていきたいと考えております。
10	管理運営業務には椿館・椿育成施設・椿山・椿の小道等も含まれているのでしょうか。	市の考えとしては、公園全体を一括して指定管理したいという考えはありますが、具体的な時期等は決まっておりません。
11	「補足説明」P.3、4「事業スケジュールと業務範囲、事業段階と業務範囲」は、現段階の方針案という理解で、こちらを前提に回答するという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ありません。